

介護保険 高額介護（介護予防）サービス費等給付のご案内

介護保険では介護サービスの利用者負担額（月額）が、世帯で一定の上限額（自己負担額の上限）を超えた場合、超えた分が申請によって後日払い戻される制度があります。

あなたは、この高額介護サービス費または高額介護予防サービス費相当（以下「高額介護サービス費等」）の給付対象者に該当しますので、払い戻しを希望される場合は、同封の「高額介護（介護予防）サービス費等支給申請書」に記入のうえ、彦根市の窓口へ申請していただきますようお願いします。

詳しくは裏面の「申請手続きの方法」をご覧ください。

高額介護サービス費等にかかる自己負担額の上限

区分	自己負担額の上限（月額）
・年収約 1,160 万円以上	140,100 円（世帯）※
・年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満	93,000 円（世帯）
・年収約 383 万円以上約 770 万円未満	44,400 円（世帯）
・世帯内に住民税課税の方がおられる世帯	44,400 円（世帯）
・世帯全員が住民税非課税	24,600 円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者 	15,000 円（個人）
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 ・利用者負担を 15,000 円に減額することで生活保護の受給者とならない場合 	15,000 円（個人）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用された方全員の負担の合計の上限額を指します。

対象となる利用者負担額は、月初から月末までの間に、介護サービスを利用され、お支払いされた費用のうち、介護保険が適用された介護サービス費用です。したがって、食費や居住費、日常生活費等は、対象となりません。

この利用者負担額から自己負担額の上限を差引いた額が、高額介護サービス費等として払い戻されます。

裏面もご覧ください

高額介護サービス費等の払い戻しの例

世帯内のどなたかが市民税を課税されている方で、4月1日から4月30日までの間に介護医療院に入所され、利用者負担額 50,000 円をお支払いされた場合。



↓
この部分が払い戻されます。

申請手続きの方法

- 同封の「高額介護（介護予防）サービス費等支給申請書」に記入のうえ、下記受付窓口へ申請してください。
- 申請者欄は、被保険者本人の住所、氏名を記入してください。
- 対象年月および支給予定金額は、別紙「高額介護サービス費給付のお知らせ」に記載しています。
- 原則として口座振込みとなりますので、口座振替依頼欄も忘れずに記入してください。
(ご家族名義の口座でも結構です。その際は別紙「委任状」にも記入願います。)
また、振込先口座名義の通帳の写しを添付いただきますようお願いいたします。
- 今回ご案内しました分については、申請から約 2~3 か月後にお支払いの予定です。
- 特に期日は設けていませんが、なるべくお早めに申請してください。なお、サービスを利用した月の翌月 1 日（自己負担支払日がそれ以降の場合には支払い日の翌日）を起算日として 2 年で時効となります。
- 今回の申請が受理されますと、次回以降は初回に申請いただいた口座に自動的に入金しますので、申請は不要となります。こちらからの申請案内もいたしません。
- 受付窓口 高齢福祉推進課（彦根市福祉センター）、保険年金課（彦根市役所 1 階）
稲枝支所、鳥居本出張所、高宮出張所、河瀬出張所、亀山出張所
(郵送でも受け付けしておりますので、高齢福祉推進課までご送付ください。)

お問い合わせ先：彦根市高齢福祉推進課

〒522-0041

彦根市平田町 670 番地（彦根市福祉センター 1 階）

電話 0749-23-9660

FAX 0749-30-9231

裏面もご覧ください